

○退職等年金給付組合積立金の管理及び運用に係る基本的な方針

平成 27 年 9 月 30 日
警察庁甲官発第 288 号により
内閣総理大臣承認

変更 令和 2 年 3 月 31 日 警察庁甲官発第 121 号により内閣総理大臣承認

変更 令和 7 年 3 月 31 日 警察庁甲官発第 123 号により内閣総理大臣承認

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 112 条の 11 第 1 項の規定に基づき、警察共済組合（以下「組合」という。）の退職等年金給付組合積立金（以下「組合積立金」という。）の管理及び運用を適切に行うための基本的な方針を次のとおり定める。

第 1 組合積立金の管理及び運用の基本的な方針

1 管理及び運用の目的

組合積立金の管理及び運用は、退職等年金給付が国債利回り等に連動する形で給付水準を決めるというキャッシュバランス型年金の特性を踏まえ、退職等年金給付事業の運営の安定に資することを目的として行う。

また、組合員等に対する年金給付を将来にわたり確実に行うため、必要とされる総合収益を確保する。

2 警察共済組合資金運用委員会の活用

組合は、経済、金融、資金運用等に学識経験又は実務経験を有する者で構成する警察共済組合資金運用委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

組合は、基本的な方針の策定、変更等、実施機関積立金の管理及び運用に係る専門的事項を検討する場合には、委員会の専門的な知見を活用する。

3 運用力強化のための取組

社会経済環境の変化等に対応しつつ、受託者責任と市場等の発展について求められる役割を果たすために、運用力の強化や運用体制の充実に不断に取り組む必要がある。

そのため、「アセットオーナー・プリンシプル」（令和 6 年 8 月内閣官房策定）の内容を踏まえつつ、組合の運用力強化等を進める。

第 2 組合積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

1 受託者責任の徹底

組合は、組合積立金の管理及び運用に当たって、次に定めるところにより、責任体制の明確化を図るとともに、受託者責任（忠実義務及び善良なる管理者としての注意義務を遵守することをいう。）を徹底する。

(1) 重要事項の審議

組合積立金の管理及び運用に関する重要事項については、別に定める規程に基づき設置された警察共済組合本部資金運用委員会において審議する。

(2) 組合の運用担当者の責務

組合積立金の管理及び運用に関わるすべての者は、善良なる管理者の注意をもって、忠実にその職務を遂行する。

(3) 資産管理機関の責務

組合は、資産管理機関に対し、資産の管理に当たって、専門家としての慎重な注意をもって、専ら委託者たる組合の利益に対してのみ忠実に最善の努力を果たす義務を負うものとするを契約書等に明記させる。

2 市場及び民間の活動への影響に対する配慮

組合は、組合積立金の運用に当たって、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケット・インパクトを被ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。

3 ESGを考慮した投資

組合は、実施機関積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要なものであるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を実施する。

4 インパクトを考慮した投資

被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る観点から、投資先の持続的な成長可能性等を評価する際の非財務的要素の一つとして、投資先の事業内容がもたらす社会・環境的効果（インパクト）を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を実施する。

5 他の管理運用機関との連携

組合は、組合積立金の運用に係る業務の実施に関し、他の管理運用機関と情報交換及び連絡調整を行うなど、相互に連携を図りながら協力する。

第3 組合積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

1 運用の目標

組合は、キャッシュバランス型年金の特性を踏まえつつ、地方公務員共済組合連

合会が定める退職等年金給付調整積立金に関する管理運用の方針（以下「管理運用の方針」という。）において運用目標とする運用利回りを確保することを運用の目標とする。

2 基本ポートフォリオ

(1) 基本ポートフォリオの基本的な考え方

基本ポートフォリオは、管理運用の方針に適合し、運用の目標に沿った資産構成割合とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定する。

(2) 基本ポートフォリオの資産構成割合

基本ポートフォリオは、以下のとおりとする。

	国内債券
資産構成割合	100%

注) 数値は、原則として簿価ベースとする。

(3) 基本ポートフォリオの管理

ア 短期資産は、国内債券に含めて管理する。

イ 独自資産（地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第16条の2第1項第10号から第12号までに掲げる不動産又は貸付金をいう。）は、国内債券に含めて管理する。

3 基本ポートフォリオの見直し

組合は、市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、毎年1回、直近の運用利回りが達成すべき基準利率（法第77条第3項に規定する基準利率をいい、財政再計算（法第113条第1項後段に規定する再計算をいう。）により加算することとされた加算率がある場合には当該加算率を加算する前の基準利率と、控除することとされた控除率がある場合には当該控除率を控除する前の基準利率とする。）を満たしていることを確認するなどにより、基本ポートフォリオの検証を行うほか、設定時に想定した運用環境が現実から乖離しているなど必要があると認める場合には、管理運用の方針において定める基本ポートフォリオの見直しを経た上で、基本ポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、見直しを行う。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成割合をいう。）を設定する。

4 年金給付等のための流動性の確保

組合は、年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現

金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

5 組合積立金の管理及び運用におけるリスク管理

組合は、別に定めるリスク管理の実施方針に基づき、組合積立金の管理及び運用に伴う各種リスク管理を適切に行う。

また、組合積立金は、自家運用(資産の管理を委託する機関(以下「資産管理機関」という。))との特定包括信託を含む。)により管理及び運用を行い、運用に当たっては、別に定めるところにより、運用状況及びリスク負担の状況を確認(資産管理機関に対しては、別に定める運用指針を提示し、資産管理機関からの報告等に基づき、資産管理状況及びリスク負担等の状況等を把握)し、適切に管理する。

6 運用手法

(1) 基本的な方針

組合は、原則として、給付対応等で必要な短期資産を除く全額を国内債券に投資し、それを満期まで持ち切る運用を行う(ただし、給付対応等で満期まで持ち切ることができない場合を除く。)。その際、国内債券の種類や償還年限を適切に選択することにより、リスクの抑制に努めた上で、収益率を高めるよう努める。

(2) 運用の具体的手法

組合は、組合積立金の安全かつ効率的な運用に資するため、別に定めるところにより、自ら管理及び運用を行う。

また、自家運用資産の管理を資産管理機関に委託することができる。

第4 その他組合積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項

1 資金運用計画

組合は、組合積立金の管理及び運用に当たって、「年間資金運用計画」を作成する。

2 資産の運用実績の評価に関する事項

組合は、組合積立金の管理及び運用について、毎年、決算利回りのほか、運用資産全体を原則として簿価評価し、その構成割合を確認するとともに、運用実績や運用手法ごとの役割を踏まえ総合的な評価を行う。

3 資産管理機関の選定及び評価に関する事項

(1) 資産管理機関の選定

組合は、別に定める選定基準に基づき、資産管理機関を選定する。

(2) 資産管理機関の評価

組合は、資産管理機関に対する評価を資産管理業務に関する実績、法令等の遵守体制、運用に関する制約の有無、月次報告書に関する事務体制及び信用力等について総合的に勘案し行う。

4 透明性の向上

組合は、組合積立金の管理及び運用に関し、各年度運用収益やリスクなど管理及び運用実績の状況等について、毎年1回ホームページ等で迅速に公表する。

また、各四半期の運用収益など管理及び運用実績の状況等について、四半期ごとにホームページ等で迅速に公表する。

公開する資料について、より一層分かりやすいように工夫するなどその充実を図る。

なお、公表に当たっては、市場への影響に留意する。

5 警察共済組合運営審議会への報告等

組合は、組合積立金の管理及び運用に係る次の事項について、警察共済組合運営審議会に報告する。

また、組合積立金の運用に対する組合員等の理解を促進するため、組合員等に対する広報活動を積極的に行う。

ア 基本ポートフォリオの設定及び見直し

イ リスク管理の実施方針及びリスク管理の状況

ウ 各年度の運用収益やリスクなど管理及び運用実績の状況等

エ 専門人材の強化・育成その他組合積立金の管理及び運用に関し重要な事項

6 その他必要な事項

(1) 高度で専門的な人材の確保とその活用等

組合は、必要に応じ、高度で専門的な能力を必要とする業務及びそれに必要とされる専門的能力を精査し、当該能力を有する高度で専門的な人材の確保に努める。

また、職員の資金運用に関する資格の取得を支援するほか、高度で専門的な人材を活用し、実務を通じた知識やスキルの習得の促進、研修等の実施により、職員の業務遂行能力の向上を目指す。

人材育成については、公的年金の資金運用を支える人材に求められる能力やキャリアパスを明確にしつつ、必要な人材の確保及び育成のための人材育成方針を策定し、計画的に取り組む。

専門人材の強化・育成については、適宜、委員会にその状況を報告し、その意見を踏まえて、積極的に推進する。

さらに、効率的・効果的な業務運営を行うため、資金運用に係るデータ処理業務のプロセスやシステムの改善を図る。

(2) リスク管理の強化

運用力の強化に合わせて、リスク管理についても、運用部門に対して、適切に牽制機能が発揮されるよう、運用部門から独立した体制を整備した上で強化を図

る。

また、必要なリスク管理システムを整備するほか、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど、高度化を図る。

(3) 調査研究業務の充実

組合は、調査研究業務を実施する場合、シンクタンク等へ委託研究を行うとともに、積立金の管理及び運用に関するノウハウを蓄積するため、高度で専門的な人材を含めた組合の職員が担うことも検討する。

なお、委託研究を行う場合には、情報漏えい対策を徹底する。

附 則

この基本的な方針は、平成27年10月1日から適用する。

附 則 [令和2年3月31日警察庁甲官発第121号]

この基本的な方針は、令和2年4月1日から適用する。

附 則 [令和7年3月31日警察庁甲官発第123号]

この基本的な方針は、令和7年4月1日から適用する。